

防火対象物使用開始（変更）届出書

《注意事項》

- 1 同一敷地内に2以上の棟がある場合には、棟ごとに次ページの「(その2) 防火対象物棟別概要追加書類」に必要な事項を記入して、添付すること。
- 2 防火対象物の配置図、各階平面図、立面図、断面図及び消防用設備等（特殊消防用設備等）の設計図書（消火器具、避難器具等の配置図を含む。）を添付すること。

《記入方法》

- 1 「届出者」が法人、団体等である場合は、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 2 各欄に該当事項を記入する場合は、敷地を単位として記入すること。たとえば、建築面積及び延べ面積の欄は、同一敷地内に2以上の棟がある場合には、それぞれの合計を記入すること。
- 3 他の法令による許認可とは、たとえば仮設許可及びその有効期間、営業許可、用途地域制限に関する許可等である。
- 4 消防用設備等の概要の欄には、屋外消火栓、動力消防ポンプ及び消防用水以外の消防用設備等の概要を記入すること。

